平成２３年（再イ）第１３３号

横浜市保土ケ谷区上菅田町951番地　笹山団地106棟106号

再生債務者　本間　　茂

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年８月15日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第６号

富山市金代140番地６　アースヒルズ３－Ｄ

再生債務者　大塚　直輝

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年８月15日　　富山地方裁判所

平成２３年（再イ）第１８号

福井市上東郷町第12号４番地

再生債務者　椿野　太平

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年８月15日　　福井地方裁判所

平成２３年（再イ）第１９号

和歌山市太田617番地の17

再生債務者　中村　和朗

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年８月15日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（再イ）第１３号

山口県宇部市上条１丁目１番26号

再生債務者　豊嶋　憲二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年８月15日　山口地方裁判所宇部支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第６３号

愛知県江南市飛高町栄353番地　石井荘アパート203

再生債務者　伊藤　守一

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成20年10月20日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成23年８月10日

名古屋地方裁判所一宮支部

平成１９年（再ロ）第３０号

大阪府東大阪市日下町１丁目２番６号　日下グランドハイツ307号、認可決定時の住所大阪府東大阪市善根寺町４丁目２番29号

再生債務者　木村麻紗子

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成19年６月19日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成23年８月10日

大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（再イ）第３０８号

大阪府高槻市氷室町３丁目31番18号

再生債務者　笠原　貴志

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成19年８月10日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成23年８月11日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（再イ）第２５号

静岡県磐田市今之浦５丁目６番地４リバティタウンＢ－１

再生債務者　鈴木　識基

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成20年７月25日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成23年８月12日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第３号

愛媛県南宇和郡愛南町増田2888番地

再生債務者　石黒　重喜

1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年９月９日まで

4　一般異議申述期間　平成23年９月16日から平成23年９月26日まで

松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（再ロ）第７号

宮城県黒川郡富谷町あけの平１丁目32番地３

再生債務者　遠藤　則男

1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年９月９日まで

4　一般異議申述期間　平成23年９月26日から平成23年10月７日まで

仙台地方裁判所第４民事部

平成２３年（再ロ）第７号

金沢市西泉４丁目135番地１

再生債務者　増山　　進

1　決定年月日時　平成23年８月12日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年９月９日まで

4　一般異議申述期間　平成23年９月16日から平成23年９月30日まで

金沢地方裁判所

平成２３年（再ロ）第１４号

京都府綴喜郡宇治田原町大字荒木小字天皇６番地

再生債務者　竹中　千賀

1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年９月12日まで

4　一般異議申述期間　平成23年９月16日から平成23年９月26日まで

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第３号

大津市坂本１丁目10番52―201号

再生債務者　大江美保子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年９月12日まで

平成23年８月15日

大津地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再ロ）第１号

愛媛県今治市別宮町４丁目１番地12　グリーンコート205号

再生債務者　森　　新祐

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月３日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年９月12日まで

平成23年８月15日　松山地方裁判所今治支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第３号

沖縄県那覇市楚辺１丁目１番31号城岳ハイツ３－Ｃ

再生債務者　屋比久　治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年７月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年８月12日

那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（再ロ）第２号

兵庫県加古川市平岡町土山60番地の２リベール土山Ⅰ―206号

再生債務者　笹木　邦彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年８月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年８月10日　神戸地方裁判所姫路支部